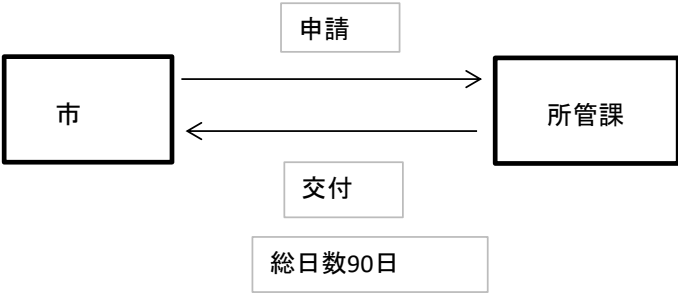


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	流水の占用の許可	
処 分 の 概 要	申請書を河川管理者に提出し、許可を受けて河川の流水を占用する。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第23条	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		90日
標 準 処 理 期 間	計	90日
審 査 基 準	○水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 ○申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 ○河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。 ○流水の占用のためダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項(工事物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。 【根拠法令等】 河川法 第23条 (流水の占用の許可) 第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号) 河川法の施行について(S40.3.29事務次官通達)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。